

テンプス

TEMPUS

創刊号



創刊のごあいさつ

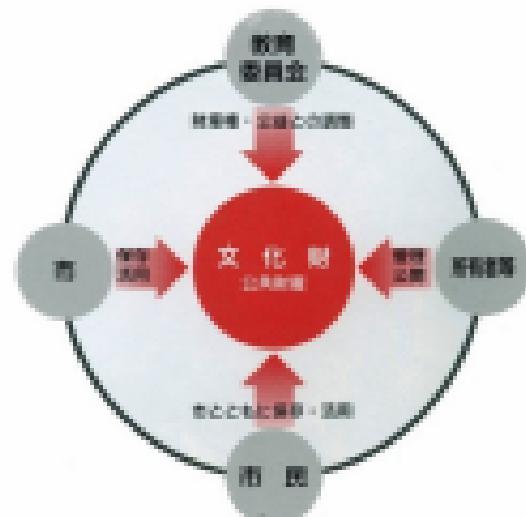
このたび文化財内閣機関「かいづか文化財だより『テンプス』」を創刊することとなりました。日頃身近に接しているはずの文化財ですが難しい、堅いといったイメージがあり、また地域の生活に親しみきれていない感があります。私たちはこうしたイメージをなくして、「気軽につき合える文化財」を目指し、皆さんに理解していただきための情報をお届けします。このニュースを見て少しでも文化財を感じ、明日のまちづくりに活かしていくだけができたら幸いです。

貝塚市文化財保護条例4月から施行

去年9月の市議会で、「貝塚市文化財保護条例」が制定され、4月から施行されることになりました。この条例では、市が所有のみをもんといっしょになって、市民に囲む文化財を守り生かしていくべきことをうたっています。また、条例の施行によって、貝塚市独自の文化財の確認や登録ができるようになり、保存・活用が進められていく予定です。条例が規定している内容について簡単に見てみましょう。

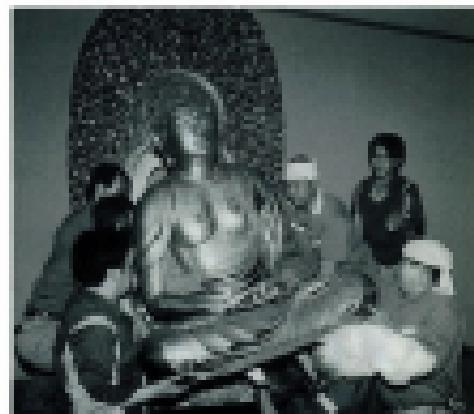
市や市民、所有者の方々の任務とは？

条例では、市は、文化財が歴史的価値や文化的・社会的意義の基礎をなすものとして、その保存活動に努力をねばならないとしています。また、市民のみならず所有者の方々に対しても、文化財が公共財産であることを認識し、市に協力して保存活動に携わるべきだとしています。もちろん、個人の財産権や他の公法権を遵守することも必要であり、調整役としての教育委員会の役割についても明記されています。



「文化財」にはどんな種類が？

市の「文化財認定法」には、文化財と定義されるものの種類が記されています。市条例ではこの範囲がそのまま準用されていますが、国宝・重要文化財などの国指定文化財と、大阪府が認定した文化財は除外して考えられています。なぜなら、国・府指定のものについては、国民や市民が一律となって保護活動をすすめるべきであり、法的的な保護制度が想定されているからなのです。条例では、文化財の種類を次ページ前のようにして考えてています。



市は所有者自身に譲られていますが、指定文化財についてはその認定者が事実である場合、市が基準に沿って補助することがあります。

保存と活用のための必修経費は？

文化財の価値と活用をすすめるために、適正な日数管理と整理が不可欠です。条例では、その

文化財の種類

①有形文化財	・建　造　物→社寺、城郭、工場、橋、塔など
	・美　術　工　芸　品→仏像などの塑像、絵画、刀剣、陶磁器など
	・書　道　古　文　書→墨蹟、経典、古文書
	・寺　古　資　料→石碑、土器、木製、埋葬品など
②無形文化財	・音　楽・音楽などの実績
	・陶芸、金工、木工などの技術
③史跡・天然記念物	・有形・無形文化財→機械・道具・生活用具・衣類・祭や儀式のための道具など
	・無形・無形文化財→一年中行事、伝統習慣など
④史跡名勝天然記念物	・史　跡→古墳、城跡、社寺の跡、記念碑など
	・名　勝→庭園、奇石、洞など
	・天　然　記　念　物→日本、鳥獣、植物群落、生物生息地など
⑤伝統的建造物群	・歴史的町並み、伝統的な民家集落
⑥埋　蔵　文　化　財	・地中に埋まっている先人の生活や文化の痕跡

■ 文化財の「指定」と「登録」の違いとは？

この条例の特色は、市文化財の指定制度とともに登録制度を並んで設けていることです。「文化財の登録」とは、市内の文化財のうち、選定されかどもの以外の内から、地域に根ざした歴史の深いものを

登録することによって、実態を把握しつつ、地域のみをきちんと歴史認識を深めることを目的として行なうものです。

●文化財の指定

市内にある文化財のうち、地域の歴史文化にとってとくに重要なものを選定し、その保存を実現をはかる。

●文化財の登録

地域に根ざした文化財のうち、とくに重要なものを登録し、実態を把握するとともに、地域住民からの認識を高める。

■ 「文化財保護審議会」の任務は？

市域の文化財の現状把握をすすめるため、専門的な領域から調査審議を行なうこと目的として、教育委員会内に文化財保護審議会を設置することとされています。審議会では、10名の専門委員が、遺跡や登録の既存の他、保存修復施設の調査検討、市の事業に対する指導助言などを行ないます。

心得例に関する詳細の参考いせは、
教育委員会は如何でどうぞ。

平成7年度埋蔵文化財発掘調査成果

平成7年度は滋賀県、園ヶ所の埋蔵文化財発掘調査を行なわれました。ここではその一覧表と今年実行
なされた実地調査の中から主なものについて紹介したいと思います。

I. 平成7年度埋蔵文化財発掘調査一覧表(平成7年4~11月末迄)

調査名	調査件数	調査面積(m ²)	内 容
加治・神前・島中遺跡	9	9,235	弥生時代以前の痕跡、鐵器、中世以後の慣習墳墓の発見
久遠遺跡	2	12	中世の聚落跡の確認
日野谷内町遺跡	6	1,629	江戸時代の宅地跡の石がりを確認
明神寺跡	1	9	中世の遺物報告書を確認
轟山遺跡、轟山遺跡、 轟ノ大池遺跡、轟原遺跡	1	7,000	中世以降の丘陵部開拓の変遷を確認
石才南遺跡	2	50	圓墳群の構造を見出し
内遺跡	1	12	中世の遺物報告書を確認
櫛山寺跡	1	6	中世の遺物報告書を確認
水間寺遺跡	1	19	近世の土地利用の確認
三十山西遺跡	1	9	遺構、遺物無し
津田北遺跡	1	850	中世から近世にかけての耕作痕跡の検証
高田遺跡	1	6	遺構、遺物無し
沢城跡	1	11	中世の遺構を見出し
堺山遺跡	1	12	遺構、遺物無し
新井・轟山遺跡	2	21	中世遺物報告書の確認
轟山遺跡	2	8	中世遺物報告書の確認
轟ノ代遺跡	1	12	中世遺物報告書の確認
轟の轟西遺跡	1	12	中世遺物報告書の確認
王子遺跡	1	60	遺構、遺物無し
東山遺跡、園田町寺	1	4	遺構、遺物無し
石才遺跡	1	11	中世遺物報告書の確認
平川北遺跡	1	3	遺構、遺物無し
東遺跡	1	30	中世遺物報告書の確認
合計	49	35,281	
遺跡名確認調査	10	100	新たに3箇所の遺跡を発見
総合計	59	35,381	

2. 発掘調査成果報告 加治・神前・畠中道路

加治・神前・畠中道路は、現在の加治、畠中、石井地区にまたがる道路です。今回調査を行なった場所は、元の田舎市中央公民館があった場所です。中央公民館の移転に伴い、アンクションが埋められる事になり、車輪に発掘調査が行なわれたのです。その結果、江戸時代の粘土排水路、縄文～室町時代の耕作跡、古墳時代の流路(川跡)の跡、弥生時代の井戸などが見つかりました。

粘土排水路は現在の南北半分の佔地間に沿がっています。この辺りは中世の耕作土を取り除くと、黄色粘土が残がっています。北側には古墳時代の川の跡があつたためか砂礫が充ててあります。少しでも丘陵に粘土のある部分だけを留めています。土を取り除いてよく観察すると、深さは50cm～1m、幅2～3mの横方形に粘土を圍り込めていることが伺えます。江戸時代には機械などは無く、すべて人手で掘り下げていたと考えられます。かなり大規模な工事だったようです。

では、どうしてこのような大規模な粘土取りを行なったのでしょうか。この発掘調査地の北側には、圓融寺を中心として開いた寺内町がありました。周辺を調査すると、寺内町を囲むように周囲の粘土排水路が見つかります。この時期、寺内町はどんどん大きくなって範囲を拡張しています。標記した粘土は寺内町の建築用材として使われていたと考えられます。

調査地の北側には流路が見つかりました。流路は幅約15mで複数行しながら曲がる形にむかって流れています。深さは20～30cmで、川というには狭いようです。流路の中からは古墳時代の須恵器(す



粘土排水路

えき)と呼ばれるもろつけが見つかりました。このことによって流路が古墳時代のものとわかります。流路からほその間に有志古墳(ゆうしょくせんとうじき)と呼ばれる石塊がほぼ完形で見つかりました。これは狩りの道具で、古と呼ばれる石器の下にある突起部分を木の先に括り付け槍先として使用したもので、時代は縄文時代早期(約1万年前)のものです。今までの調査で石器で見つかったものはあるものの、今回のように完形で見つかったのは初めてです。この有志古墳は石塊を多く、すぐ近くから流れてきたものと考えられます。

流路を掘り下げるとき生時代の井戸が見つかり、中から生土器の底の破片が出てきました。井戸は東西約1.2m×南北約1.5mの大きさで、深さ約1mの調査りの井戸です。周辺の調査では生時代の土器は出ますが、井戸の遺跡はなかなか出てきませんでした。今回の発見で弥生時代には調査地周辺に生活の跡があったことがわきます。

これらの調査結果によって弥生時代に流通であった調査地周辺が、井戸が埋まつてから後、古墳時代になると新しい目的の道路が造れるようになります。今がて縄文～朝鮮時代には耕作地となっていたという景観が復元できます。その後江戸時代になると粘土排水路となつたようです。

このように今回の発掘調査は弥生～江戸時代の長い時間の道路の変遷を追えることができ、加治、畠中地域の歴史を解説するにあたって大いに役立つ成果と言えるでしょう。



古墳時代の流路と弥生時代の井戸(石器上)の跡を示す断面

Q&A 文化財係と郷土資料室のしごと

Q 「文化財係」って何?

A 社会資源課文化財係では、町郷市郷土史を語る多様な資料や文化財を調査・収集し、それらを整理・活用するため種々の手筋を講じています。中でも古文書や貴重工芸、民俗資料を調査・研究するしごとについては、同郷市郷土資料室で行なっています。

Q 「同郷市郷土資料室」ってどこにあって、管理は何をしているの?

A 同郷市郷土資料室は、市民図書館の2階にあります。本部室には職員2名と調査担当者が勤務して、上記の歴史資料を研究・整理しています。また、同時に内各地の歴史資料を保管されている個人宅や寺院、古墳などへ往かれて調査をしています。また、普段のしごととしては例年西郷市として「かみづか歴史文化セミナー」と題した講演会を開催しています。



西郷市郷土資料室で開催される「かみづか歴史文化セミナー」の様子

Q 調査・研究した成果はどういうふうにして公開してきたのです?

A 例でいえばこれまでおかりますように、本部室に陳設して利用者の展示室があります。この展示室で、調査・研究した成果を展示し、閲覧を同行することでの関心の皆さんに還元しています。また、資料を整理して目録を作成したり、情報のデータベースを作りを行なっています。

Q 「同郷市郷土資料室」ってこれまでどういうしごとをしてきたのです?

A 同郷市郷土資料室は、平成元年4月に開設されました。それ以来、平成元年までのしごとについては、「同郷市郷土資料室開設報告書」を作成し、その中にまとめてあります。同郷市郷土資料室の手筋をより理解していくためにも是非一度ご覧ください。

Q 最近はどういうことをしているのです?

A 同郷市郷土資料室では、平成3年度から市内に所蔵する歴史・美術・建築・民俗・考古の各文化財についての基本調査を行なってきました。ここでは広く市内の文化財の状況を把握することが目的でした。その成果は「同郷市文化財基本調査報告書」の刊行と特別展の開催によって公開しました。そして平成5年度からは、個別の大文化財についてより詳しく調査するために専門調査を実施しています。現在は西郷城地域を中心とした寺社町遺跡の調査を行なっています。また昨年には、西郷の皆さん自身で文化財に接していた大人小国主として「同郷歴史懇談会」を行ない、見上り・懇親会を開催しました。本年はさらにハンディな「同郷歴史懇談会マップ」を刊行予定です。どうぞご期待ください。



文化財調査会議

遍照寺の木造 地蔵菩薩立像

西尾市郷土歴史室では、定期に述べましたように、平成7年度から市内の文化財についての専門調査を実施しています。とくに7年度は西尾城地域に所在する寺院の仏教美術、とりわけ仏教美術に関する資料を調査しています。この調査は、市文化財保護審議会委員の吉原忠雄先生のご指導を仰ぎながら進めています。

これまで受取った資料についてぞんざくと簡単に見えてきましたが、今回紹介いたします遍照寺の木造地蔵菩薩立像もそのひとつです。

本宿鷲揚の遍照寺は、弘法大師によって開かれたりと伝えられる興福寺御誕生の寺閣です。もとは高野山懶雲寺坊と号しましたが、16世紀に阿波上人によって中興され、伊和田藤主の松井氏、阿波丸から崇敬され保護を受けました。当寺には、これら源氏からの御印状が多數残されています。源平家は、貞享2年(1685)の建立です。大師堂や般若堂が現存し、5月3日には文化13年(1816)製作の大般若経刻版の奉読が行なわれます。また4月2日には境内の行場で地蔵大願奉納法要が行なわれます。

心の地蔵菩薩立像は、この遍照寺の祭典会館内に安置されています。今回の調査で、制作時期は、平安末期から鎌倉初期にかけてであることが判明しました。ヒノキ材の一木造で、頭は彫り、古びた白になっています。頭頂より冠羽までを一枚一材で彫り出し、頭は丸めて白毫(ひやく)をつけて、三道を彫み、右手には鉢杖(しゃくじ)を持ち、左手には臂(ひじ)を持ち、胸胸と腹をつけ縦台上に立ちます。内側(うちで)にはありません。

保存状態としては、右臂から先が虫も含めて陥穀、左臂先も虫も含めて蟲食です。頭を頭後部となっています。頭の面部は全表面に及り、背面部は木脂漆で整飾しています。両肩部は欠損し、面頭胸腹は桐材による後縫です。持物、右座、左臂は江戸時代の製作です。



本島 地蔵菩薩立像 平安末期～鎌倉初期 桐材(ひやく)



遍照寺(大願堂)

順泉寺表門 龍の彫刻が修復完了

小町にある順泉寺は、天文10年（1541年）、無住の草庵に紀伊飯高寺より香頭院了承を請めたことが始まりといわれています。天文10年（1541年）には順泉院の門が一萬石の寺内町として造り立てられ、順泉寺もその中心寺院として栄えてきました。天文11年（1542年）には紀伊飯高寺も順泉寺となり、以後12年間は本廟宇順泉院となっていました。順泉院は西い町筋みどりにも、今も当時の寺内町の面影を残しています。寺内町筋は御殿当時のものでは存続しませんが、江戸時代初期の寺社の面影がちゃんと面影をよく残しております。平成12年には本堂、山門、大般若、塔の重要文化財に指定されています。

表門は延宝10年（1682年）に建立された大仏の西門で、一面に枝垂れ蘭丸と龙頭彫を施し、正面中央（なげし）上に鬼の彫刻を配した非常に豪華性に富んだものです。しかし平成17年1月17日の震度7、震源内震度の震度6の地震で龍頭彫が落としてしまいました。そのため修復を終え、再び皆さんの前に輝かしい姿を見せています（表門写真）。また修復の際「表門修復記念碑」を立てました。



表門前の櫻樹が被災され、倒木を見たりました。

一方、平成17年度の事業として寺の境内に自動火災警報器をつけることになり、設置工事が終わりました。この自動火災警報器は火災を感知すれば自動的に消防署へ連絡できるようになっており、直面な文化財の防火を図ることに貢献を図っています。其後の活動を読み、物語ってくれる順泉寺はこの先もずっと守り残していくようになります。

「テンプス」って？

寺頭乙必恵子を手にとられた、表題の「テンプス」って何の意味かと尋ねられた方もいるかもしれません。『テンプス』とはラテン語の「Tempus」で、英語の「Time」の語源でもあります。これは私達が普段一時の時間を見分けていて、時間の意識を他の物理でもあるリズムと見いだす感覚の言葉はないかと考え、少しごく一瞬の時間を見分けて測定して置んだのです。「時」を離れて空に抽象的な財産なり、抽象に「時」を測むことができるようになりたい意味が込められています。これからも「わいわい文化財よりテンプス」が広く廻り、皆さんとともに時を測むことができたら~と想っています。

編集機関

ようかんぐわいわい文化財より、おまんじき書けするところが好きでした。誰もに豆知識をとると面白がってもらひたし。これを見終わって取り組み始めたのが本です。専門知識が豊富な「文化財の秘密」を読みながら、専門知識を身につけるといふ感覚を目にしました。文化財は十種、何百種と重ねるのは私達の見識にござりますが、それをどうやって見つけ出していくかが、それは比べてから今の私達の学習がほんのひと歩進む感じで、手堅いような気がします。そんな教科書的感覚を想起、購入することは決めていた頃は思っていませんでした。ほつと一冊置いていたらおまんじきが思いました。おまんじき書類をお待ちしています。



かいづか文化財よりテンプス翻刊号

平成18年3月1日発行

西宮市立西宮市立

市立西宮市立

西宮市立西宮市立

西宮市立西宮市立